

令和4年11月15日（火）

於・農林水産省第3特別会議室

林政審議会施策部会議事速記録

林 野 庁

午後3時00分 開会

○森下企画課長 それでは予定の時間がまいりましたので、ただいまより林政審議会施策部会を開催させていただきます。

企画課長の森下でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、議事に先立ちまして会議の成立状況を御報告させていただきます。本日は委員7名中、7名全員に御出席を頂いております。本会の定足数でございます過半数を満たしておりますので、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。

それから、林野庁の出席者につきましては座席表のとおりでございます。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。

農林水産省では審議会のペーパーレス化に取り組んでおります。資料につきましては、オンラインでの御出席の皆様は事前にお送りしておりますので、そのデータを御覧ください。それから、会場の皆様にはお手元に配付しているタブレットに資料を表示しておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

また、本日はオンラインも併用しての開催となっております関係で、2点お願いを申し上げます。

まず、オンラインでは通常より声が聞き取りづらいことがございますので、会場にお越しの方を含めまして、御発言の際はゆっくり大きな声でお話いただきますよう、お願いを申し上げます。

それから、また、オンラインでの御出席の皆様は、御発言の際はウェブ上で挙手のボタンを押していただくか、発言意思をチャットにお書き込みいただければと思います。挙手ボタンを使用の場合、御意見、御質問が終わりましたら、挙手ボタンを再度押していただき、挙手の表示を消していただければと思います。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。

立花部会長、よろしくお願いを申し上げます。

○立花部会長 皆さん、こんにちは。委員の皆様におかれては、本日もお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

今日の施策部会は、実は2年間の任期の中で一区切りとなる回となります。この2年間、様々な形で白書等の審議をしてまいりましたけれども、これまで活発な御議論、忌憚のない御意見、本当に深く感謝申し上げます。

そして今日、今期の一つの区切りとなる回となりますので、新たな白書の作成に向けて忌憚

のない御意見、そして活発な御議論、是非よろしく願ひいたします。

本日は、令和4年度森林・林業白書の検討という議題について事務局から御説明を頂き、御審議していただくということで考えております。本日は17時までの予定で審議を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

○森下企画課長 ありがとうございます。

それでは、私の方より資料1並びに資料2に即しまして、御説明を申し上げたいと思います。

まず、資料1です。こちらの「令和4年度森林及び林業の動向」構成（案）といったことです。トピックス、特集、第Ⅰ章から第Ⅴ章に至るまでの本文、以下のような構成にて考えております。

引き続きまして、資料2です。先ほど資料1でお示しました構成（案）に基づきまして、具体的な骨格案を主要記述事項としてお示しをしております。資料2に即しまして順次御説明を申し上げたいと思います。

まず、トピックスです。トピックスの1、Jークレジット制度における森林クレジット創出等により企業等の取組を促進といったことです。

国が認証するJークレジット制度がございます。これは2022年8月、森林クレジットの創出を推進するため、以下のとおり、森林経営の長期的な時間軸を踏まえたルール改正を行っております。

2022年9月、クレジットの取引を円滑にするため、経済産業省ではカーボン・クレジットの市場創設に向けて、東京証券取引所においてJークレジットの取引実証を開始するといったことが行われております。

それから、クレジットに加えまして脱炭素という視点から企業等による森林づくりを促進するため、林野庁におきまして、新たに「森林×脱炭素チャレンジ」といった優れた取組に対して表彰を行う、顕彰を行う制度を創設しております。2022年は10件の取組を表彰させていただいております。なお、トピックスの末尾におきまして、この10件の表彰者につきまして御紹介をさせていただく予定です。

それから、トピックスの2です。林業従事者が生きがいを持って働ける魅力ある林業へ。副題として、林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更についてといったことです。

2021年6月に閣議決定されました基本計画を踏まえまして、グリーン成長の実現に向けた木材生産や林業労働力の確保を推進するため、「林業労働力の確保の推進に関する基本方針」を

今年10月に変更しております。以下の新しい林業の実現に必要な造林に関する人材を確保するだとか、あるいは安全対策の強化、それから従来の労働力確保に加えまして、林業への新規参入・起業促進により多様な担い手を確保する。それから女性の活躍・定着の促進、外国人材の受入れといった内容の変更をさせていただいております。こういったことを紹介していきたいと思っております。

引き続きましてトピックスの3です。しいたけ植菌地を原産地とする表示がスタートしております。

これまでの制度では、しいたけの原産地、これは採取地を表示することとしておりましたけれども、近年、国産として販売されるしいたけの中で、海外で植菌・培養された輸入菌床に由来するものが増加しているといったことで、消費者にとって区別ができない状況となっておりまして。こうしたことを踏まえまして、消費者の合理的な商品選択に資するため、今年の3月、消費者庁が「食品表示基準Q&A」を改正いたしまして、植菌地を原産地として表示することを義務化しております。こういった内容を紹介してまいりたいと思っております。

それから、引き続いてトピックスの4です。林地の適正利用に向けた林地開発許可制度の運用といったことで、FIT制度開始以降、太陽光発電の設置を目的とした林地開発が急増しているといったことで、これに伴って土砂流出等、地域で問題となる事例が発生しているといったことです。

こうしたことを踏まえまして、検討会におきまして2022年6月に中間取りまとめを公表し、太陽光発電設備に係る林地開発による土砂流出等の発生状況を踏まえ、規制規模を引き下げるといったことを提言させていただいております。これを踏まえて、2022年9月に森林法施行令を改正し、規制規模を0.5ヘクタール超というところまで引き下げたといったことを御紹介させていただきたいと思っております。

それから、トピックスの最後5です。国有林における樹木採取権制度による事業がスタートしていることです。

国有林の一定区域におきまして、樹木採取権制度を2020年4月に施行させていただいております。2021年9月から順次、パイロット的に10か所で「樹木採取区」を指定しております。更に、2022年10月までに8か所において樹木採取権を設定し、樹木の採取が開始するといったことです。こういったことを御紹介させていただきたいと思います。

それから、このトピックスの末尾に、先ほど申し上げました「森林×脱炭素チャレンジ」の表彰者に加えまして、農林水産祭における受賞者につきましても例年どおりに御紹介をさせて

いただきたいと思います。

それから、引き続きまして特集です。特集のテーマは、人々の生活を守る森林、副題として、気候変動に対応した治山対策といったことです。

まず特集の第1節ですけれども、森林の機能と治山対策の役割について改めて整理してお示ししております。森林は多くの機能を有しておりまして、特に地形が急峻で降水量が多い我が国においては大変重要な役割を果たしているといったこと。それから、山地災害防止機能・土壌保全機能、それから水源涵養機能等々、発現をしているといったところです。そのほかは森林の防災機能として、風害、潮害、雪崩等の防止、津波被害の軽減等の機能も果たしているといったことございまして、こういったことを含めて治山対策・森林整備による森林の維持造成が大変重要なものになっていることを記述させていただいております。

それから、特集の2ですけれども、これまでの治山事業等の取組とその成果といったことで、これまでの取組について振り返るといったことをさせていただいております。

(1) 森林荒廃・山地災害多発への対応といったことで、まずは治山事業の発足を御紹介させていただきます。近代以前にも森林保護、あるいは植林等の取組は行われてきたところですが、明治時代に入りまして、河川法・砂防法・森林法のいわゆる「治水三法」が成立いたしました。森林法におきまして、防災機能等を発揮する森林の保全を図る保安林制度を創設したといったところです。1911年には第1期森林治水事業が開始され、現在に至る治山事業が発足をしたといったことです。

それから経緯の2番目といたしまして、戦中・戦後の森林荒廃、山地災害多発への対応といったところです。戦中・戦後の物資難のため伐採が進行したといったことを踏まえまして、1949年における造林未済地は150万ヘクタールに及んだといったこと。このような中、カスリーン台風等の大型台風により土砂災害、水害が頻発したといったことがございました。

こうしたことを踏まえまして1948年、治山に関する5か年計画により計画的な荒廃地の復旧を開始した。それから1951年の森林法改正で、保安林制度の中に保安施設地区制度を設けまして、治山事業は保安林制度と一体化したところです。1954年には保安林整備臨時措置法が制定され、保安林の指定等を推進し、その結果、保安林面積は1950年代、60年代に大幅に増加をしたといったことです。また、1946年、造林支援を公共事業に位置付けるとともに、1950年には造林臨時措置法が制定され、また同年に第1回の全国植樹祭が開催されるといったことで、国を挙げて造林を強力に推進したといったこと。そして、戦中・戦後に発生した荒廃森林はほぼ解消されるとともに、保安林制度等の伐採規制により荒廃森林の発生を未然に抑制したとい

ったことを振り返っております。

それで、更に戦後の治山事業の発展です。1960年には治山治水緊急措置法が制定され、治山事業10か年計画が開始をした。以後、長期的・計画的な治山事業を実施してきている。それから2004年度以降、治山事業は森林法に基づく森林整備保全事業計画により実施をして、現在まで継続して治山事業を展開しているといったことです。こういったことを御紹介させていただくとともに、それから海外防災林造成につきましても、これも主要な柱ですので、コラムにて紹介をさせていただきたいと思っております。

それから、（２）治山対策及び森林整備による山地災害の減少といったことです。治山対策・森林整備により表面浸食は著しく減少した。また、森林が成長し、樹木の根が土砂や岩石等を固定する力が強くなったということで表層崩壊も減少してきているといったこと。それから、流域単位で見ますと、森林の回復・成長につれまして、過去の豪雨と同等の降水の強さ、強度でも山地災害の発生箇所は大幅に減少したといったことが確認をされております。

そして、第３節です。気候変動による影響といったところです。近年やはり年間の大雨日数が増加しているといったこと、線状降水帯の発生等々により、大雨が長時間継続する傾向が強まっている状況です。気候変動 I P C C 第 6 次評価報告書におきましても、人間の影響が大气、海洋、陸域を温暖化させてきたことに疑う余地はないというふうにされておきまして、地球規模で極端な降水等の異常気象が進行しているといったことが予想され、明記をされているといったことです。こういった気候変動による影響をしっかりと説明をしていきたいと思っております。

引き続きまして第４節の山地災害の激甚化・形態変化とその対応方針ということで、第３節で申しました気候変動に伴い山地災害は激甚化しているといったことで、その発生形態も変化しているといったことを取り上げていきたいと思っております。

2021年３月、豪雨災害に関する今後の治山対策の在り方に関する検討会におきまして、近年の気候変動の影響を受けた山地災害の特徴と、森林機能を更に高めていくための対応方針について、以下のとおり取りまとめを行わせていただいた次第です。

まず（ア）表層よりもやや深い層からの崩壊の発生です。表層よりもやや深い層からの崩壊が発生し、崩壊土砂量も増大しているといったこと。これに対して、リモートセンシングの技術の有効活用、それで対策だとか監視箇所の抽出をする。それから筋工・柵工等の設置により雨水の分散・排水を図るなど、崩壊発生を抑制する斜面補強対策を推進しているといった方向性を掲げております。

それから（イ）溪流の浸食量の増大といったことで、溪流の流量が増加することによりまして、縦・横ともに削る量が増えて、土砂や流木の量が増加することが懸念されております。これに対する方向ですが、土石流の衝撃にも対応できるような厚い治山ダムを設置する。それから、比較的規模の小さい治山ダムを階段状に段階的に設置をして溪流の浸食を防止するといったように、状況に応じて多様な治山ダムを配置し、土砂流出を抑制するという方向を掲げております。

それから（ウ）線状降水帯の形成等による崩壊の同時多発化といったことで、線状降水帯が形成された地域におきまして、山地災害が同時多発的に発生することが問題となっています。懸念をされております。これに対する方向性ですが、土石流等の発生危険度が特に高い地域においては、治山対策の実施率を向上させる、こういったことを推進するとともに、既存施設をかさ上げするなどにより有効に活用するといった方向を示させていただいております。

それから（エ）洪水被害、流木災害の激甚化といったことで、降雨強度が増加しているといったことで、洪水被害が激甚化するとともに、山腹崩壊等に伴う流木被害も顕在化しているといった課題がございます。これに対しまして、集水域全体で森林の保水機能を高める、土砂・流木の流出を減少させるために、斜面における筋工の面的整備により森林土壌の保持・形成を促進する。加えて、渓流域の危険木の除去だとか林相転換、それから流木を捕捉するダムの設置等により、流木の発生・流出を抑える対策も推進するといった方向を示しております。

それから最後第5節 気候変動等に対応したこれからの治山対策といったところです。

まず、基本計画等への位置付けを明確化してまいりたいと考えております。「国土強靱化基本計画」、それから「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に明確に位置付けをしていきたいと思っております。それから、2020年には強靱な国土づくりを進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定しており、その中に位置付けを図っているといったこと。

それから更に、「森林・林業基本計画」への位置付けもさせていただいております。昨年6月に閣議決定されました基本計画、それから「全国森林計画」におきまして、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化計画」に基づきながら、流域治水と連携しつつ、以下の取組を重点的に実施していくことを位置付けております。

そして、次のページを御覧ください。具体的な取組内容です。まず、国土強靱化のための治山対策の推進といったことで、都道府県、国におきましては、危険度の高いところを山地災害危険地区として把握し、これまでも事業実施箇所の選定等に活用しているところです。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」におきまして、山地災害危険地区のうち、特に緊急度の高い地区につきましては、2020年度時点での治山対策の実施率が65%のところ、2025年には80%まで向上させるといったことを目標に設定をし、集中的に対策を実施しております。

それから、流域治水の取組との連携も掲げさせていただいております。水害の激甚化・頻発化等を踏まえまして、あらゆる関係者が力を合わせて流域全体で水害を軽減させる、いわゆる流域治水を国土交通省等々、関係府省と連携して推進をしているところです。その取組の一つといたしまして、山地の保水機能向上、土砂・流木災害の対策を位置付けております。2021年3月には全ての一級水系等で流域治水プロジェクトが策定・公表されておきまして、治山対策・森林整備が連携施策として位置付けをしているといったところです。更には、森林の保水機能向上のため、保安林整備、筋工・柵工を組み合わせた対策を面的に実施するといったこととしております。

更に、治山施設の長寿命化対策といったことで、老朽化した施設の修繕のみならず、既存施設を機能強化して有効活用するといったことによりまして、事前防災を効率的に推進しております。

それから、新たな技術を活用した効果的・効率的な取組といたしまして、ICTを活用した3次元把握、ICTバックホウ等の活用、そういったことも位置付けております。

更には、若干ソフト的な対策になりますけれども、山地災害に関する情報の提供といったことで、早期発見・早期対応のために遠隔システム等によりまして監視体制を強化し、情報を都道府県・市町村に提供する。それから、地域における避難体制の整備と連携をして、災害危険地区の地図の情報の提供、現地研修会等を実施しているといったことを掲げております。

それから最後です。森林・林業施策全体で進める災害に強い地域づくりといたしまして、森林計画制度の下でのゾーニング、それから伐採造林届出の制度等により、適切な伐採、再造林の確保を推進していく。それから、災害に強い路網の整備等が行われておきまして、豪雨時における災害時、それから被災した国道や市町村道の代替路として孤立集落の発生を抑制・解消するといったことにも貢献をしていく。それから、森林の維持造成といったことは、気候問題における適応策であるとともに、緩和策にも貢献をしており、森林は重要なグリーンインフラとして持続可能な社会づくりに貢献している媒体というふうなことも明記をしまいたいと思っております。

以上が特集でございます、引き続き第Ⅰ章から成る本文に入ってまいりたいと思います。

まず第Ⅰ章です。第Ⅰ章は森林の整備・保全といったことで、まず森林の適正な整備・保全を推進といったことを掲げております。

まず、我が国の森林の状況と多面的機能といったことで、森林は多くの多面的機能を通じて国民生活・国民経済に貢献をしているといったこと。森林は国土面積の3分の2、4割が人工林、4割を占める人工林の半数が50年生を超えて利用期に入ってきているといったこと。それから、森林の多面的機能がSDGsや2050年カーボンニュートラル等々の様々な目標達成に寄与するものであるといったこと。それから木材を建築物等で利用することで炭素貯蔵といったことも期待されるといったことを改めて整理をさせていただいております。

それから、(2) 森林の適正な整備・保全のための森林計画制度です。「森林・林業基本計画」では、多面的機能の発揮、それから林産物の供給・利用に関する目標、それから森林・林業に関する総合的・計画的に講ずべき施策を規定しております。また、森林法に基づく「全国森林計画」、「地域森林計画」、「市町村森林整備計画」等々により、体系的に森林整備・保全を推進しているといったところです。

それから、(3) 研究・技術開発及び普及の推進です。イノベーションによる林業の将来像、技術開発の現状、その普及に向けた課題等の整理も行っております。政府は「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の実行計画の一つに食料・農林水産業分野を位置付けております。更に「みどりの食料システム戦略」に基づき、エリートツリー等の開発・普及、自動化林業機械の開発、ICTを活用した森林資源管理や生産管理、それから高層建築物の木造化、改質リグニン等を活用した材料開発等にも推進をしていくといったことを言及させていただいております。

次です。2番目の柱といたしまして、森林整備の動向です。

まず(1) 森林整備の推進状況といったことです。多面的機能の発揮に向けて森林整備を着実に行うことが重要であるといったこと。自然条件に応じて針広混交林化を図るなど、多様で健全な森林への誘導も必要となっています。それから、2030年度の森林吸収量目標、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、森林吸収量の確保、そして更に強化していくことが必要になっています。

それから(2) です。優良種苗の安定的な供給といったことです。成長に優れたエリートツリー等につきましては、成長量、材質、花粉量等、一定の基準を満たすものを特定母樹として481種類を指定させていただいております。また、スギ花粉発生源対策としまして、花粉症対策に資する苗木の生産も拡大をしているといったところでございまして、2020年度は同苗木の

割合はスギ全体の約5割に及んでいるといったことも紹介をさせていただこうと思っております。

それから路網の整備につきましても（3）で記載しております。森林資源の充実等を踏まえまして、強靱で災害に強く、そして効率的な森林施業にも対応できる林道の整備、森林整備の基盤となる路網整備を積極的に推進していきたいというふうに考えております。

それから、（4）森林経営管理制度並びに森林環境税のお話です。森林経営管理制度、2019年4月に「森林経営管理法」が施行されております。2021年度までに私有林人工林があり制度の活用が必要な市町村の約7割におきまして意向調査が実施をされたといったこと。それから、262市町村が森林所有者から経営管理の委託を受ける経営管理権集積計画の策定をしたということ。それから、国は地域林政アドバイザーの活用促進等により、市町村の体制整備を支援している。そして、「所有者不明森林等における特例措置活用のための留意事項（ガイドライン）」というものを今年の4月に作成をいたしまして、特例措置の一層の活用を推進しているといったことを紹介してまいりたいと思っております。

それから、森林環境税・森林環境譲与税です。2019年3月に「森林環境税」「森林環境譲与税」が創設されております。2019年から譲与が開始をされ、森林環境税につきましては2024年から課税されるといったことになっております。譲与税ですけれども、市町村においては森林整備、人材育成、木材利用の促進等々に活用されているといったこと。2020年度ですが、間伐等の森林整備に取り組んだ市町村が全国の市町村の約7割、人材育成が約2割、木材利用・啓発が約3割といったことで、地域の実情に応じた様々な取組が展開されているといったことも紹介してまいりたいと思っております。

それから、（5）社会全体で支える森林（もり）づくりといったことです。全国植樹祭、全国育樹祭の話に加えて、最近ではSDGsの機運の高まり、ESG投資の流れの拡大といったことで、森林づくりに関わる企業が増加をしているといったことを記載してまいります。それから、J-クレジット制度におけるプロジェクト実績も着実に増加を続けているといったこと。そして、更に森林整備や利用をテーマとした投資の可能性が広がる中、森林・林業・木材産業への投資の在り方に関する検討会を開催し、今年6月にその中間取りまとめを行いまして、カーボンニュートラルだとか生物多様性の確保に向けた貢献度、これをどのように評価していくか、それにつきまして一定の中間取りまとめを行ったところです。こういったことを記載してまいりたいと思っております。

それから、第3節 森林保全の動向で、（1）保安林等の管理・保全といったことです。保

安林以外の森林が転用される場合には、林地開発許可制度を適切に運用するとともに、土地の用途にかかわらず危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」が今年5月に成立をしておりますので、そういったことを御紹介していきたいというふうに思っております。

それから、（２）山地災害等への対応といったことです。2021年の山地災害の被害額は676億円でございました。2020年12月に閣議決定された5か年加速化計画に基づきまして、治山対策、森林整備を推進していくことを御紹介していきたいと思っております。

それから、（３）森林における生物多様性の保全といったことで、針広混交林化、長伐期化等による多様な森林づくり等を推進いたしまして、生物多様性の保全をきちっと図っていくといったこと。世界遺産、ユネスコエパーク等におきましても、森林等の厳格な保護・管理等を推進してまいるといったことも記載をしまいたいと思っています。

それから、（４）森林被害の対策の推進といったことです。野生鳥獣等による森林被害は依然として深刻であります。特にシカの被害が約7割を占めるといった状況もございます。防護柵の設置等による対策を総合的に推進しております。それから、松くい虫被害、近年は減少傾向にありますけれども、依然として最大の病虫害被害です。抵抗性マツの苗木生産、薬剤等予防対策、薫蒸等の駆除対策等の取組を実施してまいります。それから、近年、ナラ枯れ被害が増加をしております、特に守るべき樹木、その周辺におきまして、塗布だとかビニールシートなどの被覆だとかいったことによる侵入予防、それから薫蒸等による駆除等を推進してまいるといったこと。そういったことを説明していきたいというふうに思っております。

それから、四つ目の柱としまして国際的な取組の推進といったことです。

（１）持続可能な森林経営の推進といったことであります。世界で見ますと、やっぱり森林は減っているといったことがございます。我が国は国連森林フォーラムだとかモントリオール・プロセス等々の国際的な対話、枠組みに積極的に参加をしています。持続可能な森林経営がされていることを認証するような森林認証制度も存在しまして、我が国の一定の森林はそこに認証を受けているといったことです。

それから、（２）地球温暖化対策と森林といったことです。2050年カーボンニュートラルの実現等に向けまして「地球温暖化対策計画」等におきまして、2030年度の温室効果ガス削減目標46%、森林吸収量の目標2.7%に新たに設定し強化されたところです。この目標達成に向けまして、間伐、エリートツリー等を活用した再造林等の森林整備、木材利用の推進といったことで着実に目標を達成すべく頑張りたいということ、開発途上国の森林減少や劣化に

由来する排出の削減等の取組、「気候変動適応計画」等に基づく適応策を推進していくといったことについても御紹介させていただくということです。

(3) 生物多様性に関する国際的な議論といったことです。延び延びになっておりました生物多様性のC O P 15の第2部ですけれども、来月開かれる予定でございまして、「愛知目標」に代わる新たな今後10年を見据えた目標が設定されるといったことです。

それから、(4) 我が国の国際協力といったことで、J I C A等を通じた技術協力、資金協力等の二国間協力、それから国際機関、マルチ機関を通じたプロジェクト等の実施により、生産国における持続可能な森林経営、木材利用拡大等を推進しているといったところです。

以上が、第Ⅰ章でございまして、引き続き第Ⅱ章です。第Ⅱ章は林業と山村(中山間地域)といったテーマで整理させていただいております。

第Ⅱ章の第1節です。まずは林業の動向を順次御紹介をしてまいりたいと思っております。

(1) 林業生産の動向といったことでございまして、我が国の林業産出額の推移につきまして御紹介をさせていただきます。

それから、(2) 林業経営の動向です。我が国の林業経営、小規模・零細な所有構造が依然として定着をしているといったこと。それから、1林業経営体当たりの平均素材生産量は増加をしているといったことで、年間の生産量が1万立方メートル以上の林業経営体による生産というのが約7割を占めるまで伸展をしている。こういったことで規模拡大も進行しているといったこと。それから、森林組合が森林整備の中心的な担い手となる中で、林業従事者とか山元への一層の利益還元がとても重要になっておりまして、そのための経営基盤の強化が必要となっているといったこと。林業経営における収益性の向上を図るため、施業の集約化等を担う「森林施業プランナー」だとか、持続的な経営プランを立てて実践する「森林経営プランナー」といった育成も行っていることを御紹介させていただきたいと思っております。

続きまして林業労働力の動向です。林業従事者は減少傾向で推移をしております。また、林業の労働災害発生率は低下傾向にあるものの、やはり他産業に比べると高いといったことがございますので、安全装備の導入支援、安全巡回指導等々、各種の研修等を実施してまいるといったこと。、林業従事者の給与ですけれども、上昇しているものの、やはり全産業と比べると低いといったことで、収益性の向上が課題となっていますといったこと。それから、林業に従事する女性の割合は低いですが、機械等が進展することにより女性の活躍の場も広がっているといったことも御紹介をさせていただきたいと思っております。

それから、(4) 林業経営の効率化に向けた取組といったことで、施業の集約化を進めてい

るといったことです。生産性の向上の観点から森林を取りまとめて路網整備や間伐等の森林施業を一体的に実施する施業の集約化が必要となっております。このため計画制度、その運用、森林施業のプランナー等の育成により推進をしているといったこと。特に所有者不明森林につきましては、特例措置や境界の明確化等で対応しているといったことを御紹介していきたいと思っております。

それから、「新しい林業」に向けてというふうに題しまして、林業というのはやはり低い生産性や安全性の改善が課題となっているといったことで、このため、新技術を活用して生産性を向上させて、そして伐採から保育に至る収支の、これを何とかしてプラスに転換させていく、可能にするといったことを目標に掲げて、新しい林業といったことに取り組んでいるということです。基本計画の検討におきましても一貫作業システム等々により、更にはエリートツリー、遠隔操作・自動機械等を想定した新しい林業等で黒字幅を拡大する、確保していくといったことを試算させていただいております。それから林業、木材産業へのスマート・デジタル技術等の活用、林業機械の遠隔操作化・自動化に向けた開発等を推進しているといったことも併せて御紹介をしたいと思っております。

引き続きまして2、特用林産物の動向です。

(1) きのか等の動向では、特用林産物は林業産出額の約5割を占めているということ。原木しいたけ生産者戸数は減少傾向にあるということ。それから、きのか類の輸入額は減少傾向にある一方、輸出額は増加傾向にある等々、御紹介をしていきたいと思えます。

それから、(2) です。薪炭・竹材、漆の動向です。木炭の生産量は長期的には減少傾向で推移をしているといったこと。それから薪の生産ですけれども、化石燃料への転換といったことで減少傾向が続いていたのですけれども、2007年以降、ピザ用の窯だとかストーブ等の利用が増加したといったことを背景に、また増えてきているといった状況。それから2021年はキャンプブームといったことが起こったことの影響もあり、前年と比べて大きく伸ばしているといったことが確認をされております。

それから第3節、山村（中山間地域）の動向といったことで、まずは(1) 山村の現状について御紹介を申し上げたいと思えます。山村は言うまでもなく森林の多面的機能発揮に重要な役割を果たしているといったことで、「山村振興法」に基づく振興山村ですけれども、国土の約5割、林野面積の約6割を占めておりますけれども、過疎化・高齢化、空き家等の増加が大きな課題となっております。また他方、山村の持つ豊かな資源に対しましては、都市住民、外国人観光客、地方移住希望者から大きな関心が寄せられているといったことも御紹介をしてい

きたいと思っております。

それから、（２）山村の活性化です。山村地域の生活を維持していくためには、やはり山村の内発的な発展が不可欠といったことをございまして、森林資源を活用して林業・木材産業を発展させていくといったこと。それから、地域資源をいかに発掘して付加価値を付けていくかといったことに取り組んでいく必要性です。それから、地域住民や地域外関係者、関係人口による里山林の継続的な保全管理、利用等の活動を促進するということ。それから、林業高校・林業大学校への進学、「緑の雇用」等のトライアル雇用等により移住・定住を促進するといったこと。更に、森林空間を利用した新たな動きもございまして、山村地域における新たな雇用、収入機会を生み出すものとして、関係人口創出・拡大にもつながる森林サービス産業の創出に推進をしまいたいというふうに考えております。

以上がⅡ章でございまして、引き続きまして第Ⅲ章といたしまして、木材需給・利用と木材産業に入ってまいります。

まず、その初めといたしまして、木材需給の動向です。（１）で世界の木材需給の動向を御紹介させていただこうというふうに考えております。

引き続き（２）で我が国の木材需給の動向です。木材需要量ですけれども、コロナ前の水準に回復しつつあるということ。それから供給量は増加傾向できているということ。輸入量は燃料材等の輸入が増加したということで、これも増加しているといったことで、その結果、木材需給率はここ10年一貫して上昇傾向で推移してきておりましたけれども、2021年は0.7ポイント減って41.1%になったといったこと。ただ、製材用の材は前年と比べて1.9ポイント上昇して49.1%になったといったことを御紹介させていただこうと考えております。

それから、（３）木材価格の動向です。2021年にいわゆるウッドショックと呼ばれるような状況が生じておりまして、素材、製品価格が上昇したといったことです。それから、一方、国産の木材チップ価格はほぼ横ばいで推移をしたといったことです。2022年度、足元におきましても木材価格の高止まり傾向は継続しているといったことですけれども、足元含め、最近の情勢を含め、よく分析をして御紹介をさせていただきたいというふうに考えております。

それから（４）違法伐採対策です。2017年に通称「クリーンウッド法」という法律が制定されまして、合法性の確認等の措置を適切かつ確実に行うといったことが求められております。現在、木材関連事業者としましては登録事業者としては登録件数602件といったこと。それから、合法性が確認された木材はボリュームベースでいくと約４割に達しているといったこと。それから、クリーンウッド法施行から約５年間を経過しているということから、今年の４月に

検討会を設けまして、現状・課題、今後の方向性につきまして「中間取りまとめ」として整理をさせていただいたといったことも説明をしまいたいと考えております。

それから二つ目の柱、木材利用の動向です。まず（１）で木材利用の意義につきまして改めて御紹介をさせていただく予定となっております。

（２）建築分野における木材利用です。着工建築物におきましては、中高層、低層の非住宅建築物の木造率というのはやはり低い状況にとどまっているといったこと。低層住宅の木造率は80%を超えるけれども、住宅を中心とした使用部材の国産材率は約5割にとどまっているといったことですが、住宅は大きな市場ですので、国産材の利用率をいかに増やしていくことが重要であるといったことも記述をしまいたいと思っております。

更に、住宅分野における木材利用の動向です。住宅に用いられる木材製品ですけれども、寸法安定性、強度、品質、性能等、より確かな製品が求められております。大手メーカー等では寸法安定性の高い集成材の利用が進んでいるといったこと。それから横架材等では輸入材の集成材がまだまだ高いシェアを占めているといったこと。それから、一部の工務店、住宅メーカーでは横架材も含めて国産材を積極的に利用する動きも出てきているといったことを順次紹介をしまいたいと思っております。

それから非住宅、それから中高層建築物における木材利用の動向も紹介をしまいたいと思います。中高層建築物につきましてはCLT、木質耐火部材等による技術開発が進んでいるといったこと。それから建築基準の合理化も進んでおります。こうした中で、木材を構造部材に使用した10階建てを超える先導的な、先駆的な高層建築も進展しているといったことも紹介をしたいというふうに。それから、2021年、昨年10月に施行された「都市の木造化推進法」を踏まえまして、ウッド・チェンジ協議会という官民連携の協議会を設けまして、都市の木造化・木質化に向けた取組を強力に実施をしているといったことを御紹介していきたいと思っております。

それから、公共建築物における木材利用です。2020年度ベースでいいますと、公共建築物の木造率は13.9%、うち低層は29.7%といったことです。ただ、都道府県ごとでは低層の木造率については4割を超える県も存在しているといったことを御紹介していきます。

それから、（３）木質バイオマスの利用です。エネルギー利用される木質バイオマス量は年々増加をしているということ。それから、再生可能エネルギーの固定価格買取制度によりまして、木質バイオマス発電施設が各地で稼働しているといったこと。それから、地域内の森林資源を熱利用等々に利用しまして、地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」等の

構築も推進しているといったことを御紹介していきたいと思っております。

更に、木質バイオマスのマテリアル利用といたしまして、C N F（セルロースナノファイバー）等も一部実用化が進んでいること、リグニンにつきましても、高付加価値材料としての展開が期待される樹脂素材として製品開発が推進をされているといったことを御紹介していきたいと思っております。

それから、（４）消費者等に対する木材利用の普及といったことで、「木づかい運動」を展開していること、毎年10月を「木材利用促進月間」として位置付けていること、優れた取組を消費者目線で評価、顕彰する「ウッドデザイン賞」という制度も設けていること、子供から大人まで木材利用の意義、良さを学ぶ「木育」を推進しているといったことを御紹介していきたいと思っております。

それから、（５）木材輸出の取組です。木材輸出額は増加傾向にございまして、2021年度も増えております。米国のスギフェンス材等の輸出も増加をしているといったことございまして、加えて「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」が改正されまして、その改正法に基づきまして、日本木材輸出振興協会が認定団体として認定を受けるといったこともございました。オールジャパンでの輸出の促進に向けてマーケティングや販路開拓を頑張っているといたことも御紹介をしていきたいと思っております。

引き続きまして木材産業の動向です。（１）は木材産業の概況をお示しするとともに、（２）ですけれども、木材産業のこれからといたしまして、競争力の強化を図っていく必要性を説明したいと思っております。大規模工場に向けては国際競争力の強化、中小製材工場におきましては地場競争力の強化といったことで、ニーズに対応した特色ある取組を促進してまいりたいというふうに思っております。

それから、（３）新たなニーズを創出する製品・技術の開発・普及といったことです。横架材等の国産材が低い住宅の部材におきましては、より一層の技術の開発の普及を推進しているほか、C L T、耐火部材の技術開発等々も頑張っております。

それから、（４）木材産業の各部門の動向です。ここでは製材業、集成材製造業、合板製造業、木材チップ製造業、プレカット製造業、木材流通業におきまして、その概況を御紹介したいと考えております。

以上が第Ⅲ章でございまして、引き続き第Ⅳ章、国有林野の管理経営です。

まず1番目、国有林野の役割につきまして、その意義・役割につきまして改めて整理し、説明させていただいております。また、国有林野の管理経営の基本方針につきましてもお示しを

したいと思っております。

二つ目の柱としまして、国有林野事業の具体的取組についても御紹介をしていきたいと思っております。（１）公益重視の管理経営の一層の促進といたしまして、個々の国有林野を重視すべき機能に応じて五つのタイプに区分して管理経営しているといったこと。国有林野の約９割は水源涵養保安林等々の保安林であり、治山事業等により荒廃地の整備を行っているといったこと。生物多様性の保全を図るための取組につきましても御紹介をしていきたいと思っております。

それから、次のページに掲げてございますように、我が国の世界自然遺産の陸域の86%は国有林野であるといったことにつきましても御紹介をするといったことを考えております。

それから、（２）森林・林業の再生への貢献では、国有林野事業の組織、資源等を生かして林業の省力化、低コスト化に向けた技術の実証・普及に取り組んでいるといったこと。ドローン、航空レーザ等のデジタル技術を活用した取組についても御紹介をしたいというふうに考えております。加えて、民有林と連携して全国169か所に共同施業団地を設定し取り組んでいるといったことについても御紹介をしたいと考えております。次のページを御覧ください。国有林材と連携して安定供給する「システム販売」等も実施していること。国有林野の一定区域におきまして、公益的機能を確保しつつ一定期間、安定的に樹木を採取する「樹木採取権制度」のパイロット的な取組も推進をしているといったことを御紹介していきたいと考えております。

それから、（３）「国民の森林（もり）」としての管理経営です。御案内のとおり、「遊々の森」、「ふれあいの森」、「木の文化を支える森」、「法人の森林（もり）」等々を設定し、フィールドを提供しているといったところです。「レクリエーションの森」のうち、観光資源としての魅力あるところ93か所を「日本美しの森 お薦め国有林」として選定し、かつウェブサイトにより情報発信の強化に向けた取組を行っているといったことです。

以上がⅣ章です。最後、Ⅴ章です。東日本大震災からの復興、その取組について御紹介をさせていく予定にしております。

まず、第１節 復興に向けた森林・林業・木材産業の取組といたしまして（１）ですけれども、2011年に発生した東日本大震災、その復興期間、復興としまして2011年から復興期間を10年間として取組を推進してきたといったこと。更に2021年３月に第２期の「復興・創生期間」というものを定めまして、それ以降における基本方針を閣議決定させていただいたといったことをご紹介させていただきたいと思っております。

（２）です。森林等の被害と復旧・復興では、東日本大震災により多くの被害が発生してお

りますけれども、林地荒廃等の被害箇所につきましては、国が災害復旧事業等を採択した591か所については、2021年までに事業が完了しているといったこと等々を御紹介をさせていただきます。

それから、林業・木材産業の被害、復旧状況といったことですが、東日本大震災により被害を受けた工場がございました。ただその後、岩手、宮城、福島3県における素材生産、木材製品の生産は震災前の水準に回復をしているといったこと。それから、被害を受けた加工流通施設のうち復旧する方針となった98か所については、14年までに完了しているといったことを御紹介してまいりたいと思っております。

それから、（４）復興への木材の活用と森林・林業・木材産業の貢献といったことです。ここについても必要な取組を御紹介させていただきたいと思っております。

それから第2節 原子力災害からの復興、（１）森林の放射性物質対策では、福島県内の森林の線量は下がってきているといったことで、おおむね素材生産が可能になっているといったこと。それから、復興庁、農水省、環境省で取りまとめた総合的な取組に基づきまして、森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する事業や里山再生に向けた取組を実施しているといったこと等々を御紹介させていただきたいと思っております。

それから、（２）安全な特用林産物の供給といったことです。2022年10月現在、特用林産物22品目について、まず出荷制限が掛かっているといったことですが、例えば原木しいたけの生産は現在も低位にとどまる一方、菌床しいたけの生産はおおむね震災前の水準まで回復しているといったこと。それから、2021年3月には管理・検査する体制が整備された場合には、非破壊検査により基準値を下回ったものが出荷可能となり、一部地域においては2021年3月にはマツタケ、2022年3月には皮付きタケノコについて適用されるといったことも取組が進んでいるといったことも御紹介させていただきたいと思っております。最後は、損害の賠償といったことです。減収、追加的経費等に加えて、福島県内の立木についても財物賠償請求が受け付けられるといったこと取組を御紹介していきたいと思っております。

以上、大変長くなりまして、大変駆け足になって恐縮でございましたけれども、私からの説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○立花部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、令和4年度森林・林業白書の構成、主要記述事項につきまして各委員よりコメントを頂きたいと思います。この前に、もし会議室の換気の必要があれば、ここでお願いできればと思います。そして、若干空気が入れ替わりますので涼しくなるかもしれませんが、委員の

皆様、対応よろしく願いいたします。

例年のような順番で進めようと考えております。トピックスの部分で15分程度、そして特集で30分程度、そして通常章のところで25分ぐらいでということとなります。最初にトピックスにつきまして、皆様から御意見、御質問いただきたく思います。どなたからでも結構です。いかがでしょうか。オンラインの日當委員も発言の際には挙手ボタンを押すなどしていただければと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

私、白書全体について一つ確認をさせていただいてよろしいでしょうか。昨年度というか、今年6月に公表された白書につきましては、データや資料を本文とリンクする形で別に設けられていたんですけれども、今回も同じような形で白書の作成を行っていくという理解でよろしいでしょうか。

○森下企画課長 ありがとうございます。御指摘のとおりでございます。その方針で進めてまいりたいというふうに考えております。

○立花部会長 ありがとうございます。来年公表の白書についても本年に公表した白書と同じような体裁、データの取扱い等によって作成をしていくということになります。

それでは、トピックスにつきまして皆様から御意見、御質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

丸川委員、お願いいたします。

○丸川委員 ありがとうございます。最初にトピックスのところ、中身というより順番ですけれども、トップにJークレジットが出てきていることですが、順番をどう考えられたのか、むしろ私は2、3、4、5、1ではないかと思っております。ここは皆さん御意見がそれぞれ違うと思いますが、やはり林業白書の場合は林業そのものがトップバッターに来ていいのではないかなという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○立花部会長 ありがとうございます。ちなみに参考資料1によりますと、令和3年度についてはカーボンニュートラルを視野に入れたグリーン成長で、その前の2年度は公共建築物等における木材利用の促進、この施行10年ということです。その前が森林経営管理制度。その前が豪雨、北海道胆振東部地震というトピックが最初に置かれていました。こういった変化も踏まえながら、事務局から回答をお願いしますでしょうか。

○森下企画課長 御指摘ありがとうございます。本日お示ししたトピックスの順番ですが、まずはJークレジット制度における森林クレジットの創出における企業の取組といったことで、これは脱炭素社会に向けて、やっぱり森林・林業施策、関連施策をいかに

講じ続けていくかといったことはとても重要であるという認識の下で、とにかく脱炭素社会の構築に向けた取組として、まず真っ先に御紹介をさせていただきました。それに引き続く形で林業に関する、まず林業の労働力の確保に関する基本方針が変更されたといったこと、しいたけの植菌地の取扱いの表示のお話の取扱いということで、林業に関する二つのテーマを並べさせていただいたといったこと。それから、林地開発許可制度の一部運用変更といったこととございましたので、これは林業に関する施策の次に持ってきたといったことです。最後にこれは白書の通常の構成ですけれども、一般的な話の最後に、それに続く形でいつも国有林の話を位置付けておりましたので、全体としては、まず脱炭素社会の構築に向けた取組と林業に関する施策の紹介、林地開発許可制度の一部運用変更、そして最後に国有林の話を添えるといったことで、そういう順番で考え方の整理をさせていただいたものですが、さっき頂いた御指摘も踏まえて再度、トピックスの順番の在り方につきましては検討させていただきたいと思っております。

○立花部会長 ありがとうございます。実は今の丸川委員の御指摘、大変重要だと思うのですが、ほかにこの順番について御意見があれば委員の皆様から出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

塚本委員、お願いいたします。

○塚本委員 私も丸川委員と同様な印象を受けたところです。脱炭素社会の実現などの大きな国の目標に貢献することはとても大事なことですけれども、森林・林業白書については、森林・林業施策の中で現在、どのような事柄に力を入れ施策を行っているのかを明らかにし世に問い掛けるという意味もあるのではないかと思いますので、順番については是非内部の方で検討をお願いできればと思います。

○立花部会長 ありがとうございます。ほかに意見はございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは事務局の方では順番をどうするか、もう一度御検討をお願いできればと思います。

次は一つ一つのトピックなり、あるいはほかに候補となるようなトピックがあるかどうかも含めて皆様から意見を頂戴したく思います。いかがでしょうか。

松浦委員、お願いいたします。

○松浦委員 松浦です。

林地開発許可制度の運用について取り上げるのはタイムリーで非常に良いと考えています。この中身についてなんですけれども、例えば0.5ヘクタールに引き下げることとリンク

して、各都道府県の審議会を開く基準もそれに連動すると考えて良いのでしょうか。各都道府県の判断に任せるというような従来の方針でよろしいでしょうか。

それともう一つ、0.5ヘクタールといいますと、500キロワットぐらいの高圧の太陽光発電所を想定していると思うんですけれども、多分500平米ぐらいになると思われる50キロワット程度の低圧発電所には、排水施設などの義務化はないと思われます。規制逃れで小規模な発電所を増設し、結果として500キロワットとか1メガワットの太陽光発電所を建設するというようなことについては、この林地開発許可制度と、あと電気事業法の方で規制するというような理解でよろしいでしょうか。

○立花部会長 事務局からお願いいたします。

○箕輪治山課長 治山課長の箕輪でございます。

まずは、太陽光発電に係る林地開発については現行1ヘクタールを超えるものについては都道府県知事の許可が要するという現行の面積要件を、来年4月からは0.5ヘクタールに下げること。その許可をする際には、都道府県の審議会、そこで御意見を聴く、この手続は従来どおり変わらないという形になります。

○松浦委員 でも、都道府県で審議会を設置するのは、1ヘクタール以上で何ヘクタールにするというのは多分、都道府県の知事の判断によると思うのですが。

○箕輪治山課長 この0.5ヘクタールというのは政令で定めておりますので、これに基づいて都道府県については運用していただくことになりますので、都道府県は来年4月以降、太陽光発電に係る開発に関しては、0.5ヘクタールを超えるものについて審査を実施し、その際には審議会の意見を聴いていただくという形になろうかと思えます。

○松浦委員 そうでしたか、すみません。都道府県によっては5ヘクタール以上を審議会に諮り開発部会で検討するという話を聞いたものですから、それが0.5ヘクタール以上になるわけですね。

○箕輪治山課長 そこは確認をさせていただきます。

○松浦委員 審議会の開発部会基準とはリンクしていない？

○箕輪治山課長 先ほど言ったように、知事が許可をいたしますので、その実際の細かい運用に関しては都道府県ごとに定めることとなりますが、この許可が必要となる面積要件そのものについては政令で定めるという形になりますので、そこは全国一律の形での運用をなされます。そして審議会の取扱いについては、すみません、もう一度確認いたしますが、一般的には審議会の意見を聴くというふうになっておりますので、そこは都道府県ごとにばらつきがあるかに

については確認したいと思います。

あと、おっしゃるように0.5ヘクタールに下げたから、一つ0.5ヘクタールで計画していたものを0.25ヘクタールずつに割って許可を取らない形で開発するような方も出てくるかもしれない。これは面積要件を変更する前から出てくる場合があるのですけれども、そういうものについては同じ系統を使って電気を流すとか、一体的に運用がなされるようなものについては、例えば代表者が同じで会社の名前だけ変えて0.25ヘクタール、0.25ヘクタールで申請してくるというようなものは、そこはやはり一体的な運用していると判断をすべきだというふうに思いますので、そこら辺の判断基準を明確にしていくこととし、今、通知等を改正しようとしています。それについても都道府県に周知をして、一定の基準で一体性というのを判断していただけるよう今後運用していきたいというふうに思っています。

あと、電気事業法の規定は、それはそれでまたちゃんと掛かるという形になります。

○松浦委員 分かりました。是非、進めていただきたいと思います。

○立花部会長 ありがとうございます。

そのほかの委員の皆様、御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

今日提示されましたトピックスにつきましては、順番について再度検討をしてほしいという御意見、今の林地開発許可制度のところでも、御指摘を踏まえて記述等、御検討いただければと思います。この方向性で進めていいという判断となりましたので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、特集章に移ります。特集章は、人々の生活を守る森林、気候変動に対応した治山対策という章となります。皆様から御意見、御質問を頂きたいです。いかがでしょうか。

日當委員、お願いいたします。

○日當委員 私だけウェブで大変失礼いたします。

専門的なお話の前に意見としてお伝えをしたいのですが、大変分かりやすい構成になっておりますということをまずコメントさせていただきます。特に頂きました資料の5ページ(2)で被害の軽減効果を定量的に表現、図示されているというところが非常に国民の皆様に分かりやすいのではないかなというところで、大変こういった構成並びに表示等が増えていくことを是非期待をしたいと思います。

あわせて、森林の機能、生活を守る森林というところで、今後の対策等も紹介されていますが、これがこれから進んでいくということについて特に課題になるようなもの、これが進捗を

進めていくにはどんな取組が必要なのか、具体的に紹介することで森林所有者や地域住民の積極的な関与とか関心を高めるという取組が必要であるかなというところで、この白書の特集を通じまして、そういった目線でのPRもあった方がよろしいのではないかと意見を意図として持ったところです。

以上です。

○立花部会長 ありがとうございます。事務局から御回答ございますか。お願いいたします。

○箕輪治山課長 治山課長です。

御質問ありがとうございます。課題はたくさんあると思うんですけども、これだけ雨が強くなってくる、また最近の傾向を見ると、これまで災害が発生していなかった地域でも災害が発生、日當委員のお住まいの岩手とか青森とか東北地方でも結構被害が出ている感じかと思っています。

そういう中で、どこにどういう対策を取っていくか、重点化していくかというのがなかなか難しい部分があります。私ども山地災害危険地区で、そういう場所を特定しているんですけども、その精度を上げていくというところが今後の課題と思っています。

あとは、それとも関連するのかもしれないんですけども、対策全てが追い付くわけではなくて、ソフト的な対策、先ほど委員からも御指摘ありましたけれども、地域の方に自主的に避難をしていただく、そういうことも重要な施策になっていくのかなと考えてございます。

以上でよろしかったでしょうか。

○立花部会長 日當委員、いかがでしょうか。今の御回答でよろしいでしょうか。

○日當委員 是非よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○立花部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、御意見、御質問お願いできればと思います。

丸川委員、お願いいたします。

○丸川委員 度々ありがとうございます。中身は大変良いと思います。私は仕事柄、インフラ、土木、いろんなインフラを造る方の仕事に関わっています。そういう意味では、今回この章で防災というか激甚な災害に対する林野庁側の記述をぐっと出されたのは非常に良いことだと思っています。というのは、流域治水の政策が国全体で出ているということですので、本当に時宜を得た良いことだと思っています。

その上で、これは御質問ですが、今、課長からのお話でありました激甚な災害が従来よりも強くなっている中で、林野による防災機能というのは、当然国としての必要条件と思うので

すが、これで十分なのか。要するに危機意識を強く持って対処していくのだという思いをもう少し強く出された方がいいかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。この辺りは松浦先生にもお伺いしたいのですが。要は相当大分状況が変わってきているので、相当危機感を持ってやらないといけないということを強く書いた方がいいのではないかという意識ですが、そこはどうでしょう。

○立花部会長 事務局からいかがでしょうか。

○箕輪治山課長 ありがとうございます。まず、事象としては第3節で、気候変動による影響により雨が強くなっていること、それに応じて、第4節で災害の発生形態も変わってきていることを書かせていただいていますし、それを踏まえて、第5節の対応策で、いわゆる国土強靱化の対策を実施していることを記載しています。「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」、そして今、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を実施しています。その辺りが正に危機意識を持って対応しているところなのかなと思いますが、すみません、御質問の趣旨と違うのかもしれないのですけれども。

○丸川委員 私、素人なので科学技術的に何割とは言いませんけれども、相当程度、森林が流域治水の中で頑張り得るのかどうかということなのですけれども。

○立花部会長 まずは、松浦委員から情報提供いただきましょうか。いかがでしょうか。

○松浦委員 森林の効果は水流出あるいは表層での侵食、これに対しては非常に大きな効果があるというふうに言われています。それらに加えて表層崩壊に対してもかなりの効果がありますが、それは土壌層の厚さとか根系と基盤との関係によって決まってくる。だんだんと崩壊面が深くなる中層崩壊、今日も出ていましたけれども、5メートルぐらいの深さになる中層崩壊、更に深い深層崩壊、もっと深い地すべりになりますと、森林があってもなくても余り変わらないというようなところですね。森林の効果을期待するのであれば、洪水や表面侵食、表層崩壊、こういった現象に対する効果を期待するということでまず森林整備、そして治山施設と森林整備を一体化して進めていくということが非常に重要になってくると思います。それが及ばないもの、深層崩壊とか中層崩壊、中層崩壊は研究段階ですけれども、さらに地すべりなどについてはハードウェア的な対策が必須になってきます。つまり、人工的な構造物です。集水井や排水トンネルとかそういったようなハード対策、それと先ほど箕輪課長がおっしゃられたソフト対策、これらによって国民の安心・安全を確保していくというようなことが必要になってくるかと思います。

○立花部会長 ありがとうございます。今の整理、すごく参考になるように思いますので、

今の整理を含めた形でまとめていただくというのが大事に思いました。

丸川委員、そういった形でよろしいでしょうか。

○丸川委員 結構です。半分疑問で聞いただけです。

○立花部会長 ありがとうございます。

そのほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

斎藤委員、お願いいたします。

○斎藤委員 6 ページ 4 (ア) 「表層よりやや深い層からの崩壊の発生」に関して、瑣末で恐縮ですが、気になっております。(イ) は「溪流の流量が増加することにより」、(ウ) は「線状降水帯が形成された地域」だから、(エ) は「降雨強度の増加により」と書いてあり、理由を説明する記述となっているため読者として何となく安心できますが、(ア) については「崩壊発生件数が減少傾向となる一方で、表層よりもやや深い層からの崩壊が発生し」と現象の解説で理由が述べられていません。先ほどの松浦委員からの御説明から(ア) は森林では防げない他の対策が必要、ということかと推測されます。丸川委員のご指摘とも関連するかもわかりませんが、(ア) の書きぶりを少し変えていただけたらよいのかもしれないと存じました。よろしくお願いいたします。

○立花部会長 ありがとうございます。深い層になっていくメカニズムを含めてということですね、今の御指摘について事務局はいかがでしょう。

○箕輪治山課長 ありがとうございます。今、立花先生からありましたけれども、木が成長してきましたので、その分、根も発達して、ある程度浅い部分のところはしっかり抑えられるようになった。そういう意味では、全体的には崩壊というのは減ってきているのかなと思います。ただ、雨がより強くなってきていますので、根が効かない部分からの崩壊というのが発生するようになってきたというところがあります。それに対して、根が張っていないんだから効かないのではないかというところですが、それに対しては、そういう危険性があるところはまず見付け出して対策をしましょうということと、先ほど言ったように、雨の影響が大きいので、その雨がうまく分散してそこに集中しないような、そういう施策は対抗措置として取り得るかなと思いますので、そういう対策はしっかり取って、森林の機能が発揮される状態に持っていきたいというのを書きたかったのですが、書きぶりについてはまた工夫をしていきたいと思います。

○立花部会長 一般国民の皆様に分かっていただくためには大事な御指摘だと思います。ありがとうございます。

そのほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

塚本委員、お願いいたします。

○塚本委員 ありがとうございます。今回の特集章では、3ページから4ページ目にかけて、これまでの治山事業等の取組と成果について記述されています。特に、4ページには「治山対策等の変遷」というタイトルで明治時代から現在までの施策や出来事について時系列で整理されており、これまで実施してきた施策と時代背景がとても分かりやすく書かれています。これにより、国民の皆様には施策のきっかけとなった災害等を知っていただき、これまで国とし適切な対応をしてきたことをお示しすることができたのではないかと思います。あわせて、これまでの道筋をたどることで、課題や今後なすべきことも明確になったのではないかと思いますし、今回、治山対策として保安林も含めて取り上げていただいたこともとても良かったと思います。

先ほど何人かの委員の皆様からご意見がございました6ページから7ページにかけて記載されている災害の激甚化や気候変動等への対応につきましては、森林の整備も重要な要素になると思います。誌面が限られた白書の中に全てを盛り込むことは難しいと思いますので補足資料というような形で補強していただければ国民の皆様の理解も進むのではないかと思います。その点の工夫も是非お願いできればと思います。

○立花部会長 ありがとうございました。今の御発言は、御意見ということでよろしいでしょうか。

そのほかの委員の皆様、中崎委員、お願いいたします。

○中崎委員 全体的には大変私は過去の例を出しながら今の状況を説明するというのはすばらしいことだというふうに思っております。その中で若干気になるのは、森林・林業施策全体で進める災害に強い地域づくりの中に、適正な伐採と再生林の確保を推進とあります。一般的に見ますと、適正に伐採されていないのかな。ややもすると流木の問題は常に間伐の切捨て間伐だとかそういうのが影響しているとか、様々な現場としては影響を言われるわけですので、この辺のところはどういうふうに皆さんに理解していただけるのかがいいのか。再生林も今の状況では余り進んでいない状況で、我々現場としてもいかに再生林を進めるかというのは大変な課題になっています。ですから、ここをもう少し国民の皆さんに分かりやすいように、このままだと何となく伐採が適正にされていない、再生林は進めているけれども進んでいないというような形になってしまうのではないかというふうに思われてもちょっと我々としては困るなと思っているんですけれども。

以上です。

○立花部会長 ありがとうございます。事務局からの御回答、お願いできますか。

○石田整備課長 御意見ありがとうございます。御指摘の記述にあるとおり、やはり適正な伐採といいですか、施業そのものはやはり当然のことながら、森林計画等に従って適切に行われる必要がございますが、特に主伐という意味で申しますれば、森林所有者さんの御意向にある種基づいて伐るということになるかと思います。私ども林野庁としては、実際に伐られた場所についてはきちんと再造林をしていただかななくてはいけない。その再造林を進めるためには当然のことながら、買ってもらふ価格を高くすることで収入を増やすことと、実際にその後に掛かる再造林経費を下げることで、その両方で森林所有者さんに造林の意欲を持っていただき、将来の経営の意欲というのがちゃんと湧くような状態にして再造林というのを進めていくという必要があるかと思います。白書の中での書きぶりにつきましては、またいろいろと調整をさせていただきたいと思えますけれども、正にそういう意味で、何というんでしょうか、不適正な施業が行われているといったようなことではなくて、そういった再造林の推進に向けていろいろ施策の方も講じてございますので、そういったものがきちんと行われるように、またそういったものが進められるように講じている施策が分かるような形で、後ろの部分の森林整備の部分の記述の方でもそういったものが書けるか検討・調整の方をさせていただきたいと思えます。

○立花部会長 整備課長、ありがとうございます。

中崎委員、よろしいでしょうか。

そのほかの委員の皆様、御意見、御質問ございませんでしょうか。

松浦委員、お願いいたします。

○松浦委員 今の中崎委員のコメントに関することと関連しているのですが、伐採、収穫、再造林のサイクルがあり、その中で再造林を確実に進めるということが斜面保全上、一番良いことになります。一方で、気候変動によって降雨のパターンが変わってきたというような状況を踏まえ、森林の効果が低減する期間におけるリスク管理、これが必要になってくるのではないかなというふうに考えています。ハードウェア的な話プラス、ソフト的な対策が必要ではないかと。伐採すると根系が腐朽する一方で、再造林したとしても根系が成長する間の伐採から5年から6年辺りで一番引き抜き抵抗力が全体として低下すると言われています。したがって、そこをいかに乗り切ってきちんと管理するかというところが非常に重要なポイントになるため、どのような知恵と工夫が必要かということも考えていただき、白書に記述する必要があるのではないかと思います。それは持続可能な林業そのものに直結するため、重要かと思

ます。

それともう一つ別の視点になります。気候変動で降雨のことが書かれていますけれども、降水を考えた場合、日本は暖温帯多雪地帯にありますので、降雪量が非常に多いという特徴があります。となると、やっぱり融雪期に地すべりとかの災害も発生します。一方で、温暖化が進むと、例えば融雪期に強風が吹いたりとか、積雪期間に豪雨があつたりとかして、土砂災害の危険度が非常に高まることが考えられます。実際1年前ですか、新潟県の糸魚川で強風によって大規模な地すべりが発生したという事例もあります。また、雪氷の分野でもレイオンスノー（ROS: Rain On Snow）という、つまり積雪層に雨が降ることによって融雪洪水や全層雪崩、地すべりなどの土砂災害を引き起こすというような現象が研究的にも注目されていることから、降雨に限らず降水全般に対してもご配慮いただければ有り難いなと思いました。

それらに加えて、複合災害です。融雪と降雨とか、降雨の後に地震とか、地震の後に雨が降るとか、そういったような複合災害の発生リスクも高まることも考えられます。もしできたら、そういったようなことも気候変動と関連することなので、やや本題とは違いますが、全体的な分量とかもあるとは思いますが、そういったことも触れてはどうかというふうに思いました。

○立花部会長 ありがとうございます。今、3点でしょうか。主伐後の5年ぐらいのところでリスクが高まるから、そのリスクをどう管理、マネジメントしていくかということ、融雪豪雨に伴う土砂災害等への対策をどうするかということ、そして複合災害に関することについて、事務局から御回答をお願いしたくと思いますが、いかがでしょうか。

○城計画課総括課長補佐 計画課でございます。

正に先生がおっしゃったとおり、伐採と再生林のサイクル、林業そのものですが、一方で災害との関係、特に伐採で上の木がなくなった後の根が腐ったところをどうするかというところは、治山対策とかハードと併せてしっかり対処しなきゃいけないと思っていますので、本文のところでもどのようなことを考えているかということと、それを国民に分かりやすく表現するということを考えてみたいというふうに思っております。

○箕輪治山課長 続いて、2点目の雪の関係ですが、御指摘のように雨だけではなく、雪の降り方も極端になっているという中で、雪もどかと降り、それがまた春先に急に暖かくなって一気に解けて、それを起因として地滑りが発生する。一旦工事をして実は落ち着いていたところがそういう原因によってまた再び動き出すというような事象もございますので、そこら辺どこに書けるか、工夫をしてまいりたいと思いますが、その視点も踏まえた形の記述を考えていきたいと思っています。

○立花部会長 ありがとうございます。複合災害なども含めてということになるのでしょうか。ありがとうございます。

そのほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

○箕輪治山課長 あと一点、先ほど松浦委員から審議会の件、委員御指摘のとおり、県によってそもそも審議する面積というのを決めている県がございまして、その基準がないところもあるんですけれども、委員の御指摘の方が正しい御指摘でございます。

○立花部会長 追加での御説明ということですね。ありがとうございます。

ほかに委員の皆様、御意見、御質問はございますでしょうか。

では私、一つすごく気になっていることがあるので、逆に委員の皆様にお尋ねしたいですけれども、特集の「人々の生活を守る森林」という主題について、どう思われるでしょうか。ある意味で端的で分かりやすいですけれども、守ると言い切っていいのかなというのと、人々の生活なのかなというのと、書かれている内容との関係性、ちょっと私はもう一度考えた方がいいかなということを感じております。委員の皆様がどういうふうに感じられたか、このままでいいよということであればいいと思うのですけれども、御意見いただければというふうに思います。

特に問題ないでしょうか。私だけ感じたんですか。やや気になってしまったので、皆さんに問い掛けることにしてしまいましたが。

特に事務局の方では何かこの表題についての御説明とかというのはございますか。

もう少し言いますと、守る森林と言い切っていいのかなということについて、私は非常に気になっています。あと書かれている内容は人々の生活ではなくて社会全体に対してではないかなということ。この両方の面から本当にこれでいいのかなというのを感じたということです。誤解が生じたりしないかなということを表題から感じました。

丸川委員、お願いいたします。

○丸川委員 私の最初の、この言葉そのものに対しては気付かなかったんですが、今、先生がおっしゃったように、さっき1問目の質問でしたのは「これで大丈夫である」というように捉えないかなということです。先ほど私、申しましたように言葉は別にして、非常に重要で必要であるけれども、本当にこれが十分なのかなと思っていましたので、守るとまで言うよりは少し何々にとって必要不可欠なとかの方がいいのかもしれない気が今、先生が言われたのでしました。

○立花部会長 私も同じように、どういった言葉があるかなと考えていたのですけれども、う

まい言葉を置き換えられないのですけれども。ほかにはよろしいでしょうか。私と丸川委員のやや違和感がある部分ですけれども、もう少し検討が可能であればしていただければいいかなと。

○森下企画課長 御指摘どうもありがとうございました。主題の書き方につきましては、今回書こうとしている取組と効果とといいますか、射程とといいますか、そういったことについて改めて正確なものかどうかといったことと、それがあと国民の皆様に分かりやすく正確に伝えるものになっているかどうかといったことにつきまして、もう一度よく整理をいたしまして、また委員の皆様からも御意見いただきまして、それも踏まえて再度提示をさせていただきたいというふうに思っております。

○中崎委員 人々の生活に貢献できる森林はどうでしょうか。

○立花部会長 今、中崎委員から、人々の生活に貢献できる森林という御意見もありました。

○森下企画課長 ありがとうございます。よく踏まえて検討させていただきたいと思います。

○立花部会長 ありがとうございます。最後にちょっと大きな話をしてしまいましたが、それでは、基本的に御提示いただいた特集章の方向性で進めていいという御判断ということにさせていただきたく思います。ありがとうございました。

続きまして、通常章です。第Ⅰ章のところをまずいきたいと思います。第Ⅰ章の森林の整備・保全の章につきまして、お気付きの点があれば出していただけますでしょうか。

私から少しお話しします。昨年か一昨年に斎藤委員から時系列の価格データについて名目のデータを使っていいのでしょうかという御指摘があって、GDPデフレーターとか卸物価指数とかで価格データ等の一部を実質化したり、あるいはそれに代わるものとしてデフレーターのデータを併記したりする、図の中に入れることによって相対的な環境を示すということにしたのですけれども、やっぱり私はどうしても経済学を専門にしていますので、物価上昇というのを考えなければいけないのではないかなと思っておりまして、全体的にということになりますけれども、幾つかの価格とか価額のデータ、円を単位とするデータについては名目で書かれているように思われるので、データの取扱い、再度検討していただいた方がいいと思いました。

あともう一つは、写真ですけれども、昨年の白書のときにも申し上げたのですけれども、なるべくいつ撮った写真なのかが分かるように、概要版はスペースの関係で記載できないという場合もあるかもしれませんが、本文の方には是非記載していただいて、記録として何年も何十年もたってから見たときに、これはこういった状況だったんだと分かるような形に是非していただきたいと思っております。よろしくお願いします。

それでは、委員の皆様から第Ⅰ章について何か御意見等あれば出していただければと思います

す。森林の整備・保全です。よろしいでしょうか。

塚本委員、お願いいたします。

○塚本委員 まず、11ページの一番上に記載されています「研究・技術開発の成果等は、林業普及指導員を通じ地域に普及」についてです。林業普及指導員の業務の重要性について、余り認知されていないような印象があります。地域への普及という面では、非常に重要な役割を担っていますがスポットが当たる機会が少ないように思います。記述を補強するために、各地の地域特性を反映した優良事例なども付属資料というような形で取り上げていただければと思います。

次に、12ページの中ほどに記述がございます森林環境税・森林環境譲与税についてです。新聞等で現在の配分方法等について、このままでいいのかというような報道がございました。現段階で、白書への記載が可能なのかわかりませんが、林業関係者のみならず非常に関心の高い話題ではないかと思いますので可能な範囲で検討いただければと思います。

最後に、13ページの3 森林保全の動向についてです。特集章とも非常にリンクする内容ですので、特集章で書き切れなかったことについては、こちらの通常章で記述するといったように役割分担しながら効果的に記載頂ければと思います。

○立花部会長 3点について御指摘がございました。事務局から回答をお願いできますか。

○木下研究指導課長 研究指導課長です。

最初の林業普及指導員の関係ですけれども、いろいろ最近も非常に普及指導員さん、頑張っているのを見て、特に新しい技術を取り入れたりとか、市町村への指導などでいろんな役割も出てきていますので、補強する事例等も含めて記載について、検討させていただきたいと思っています。

○吉本森林利用課総括課長補佐 森林利用課でございます。

森林環境税の関係ですけれども、新聞での報道などあったところを承知しているわけですが、現状では税制改正要望で所要の見直しについて要望させていただいているところですので、また時期を見ながら最新の状況については書き込めるようにさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○立花部会長 もう一点ありましたが。

○森下企画課長 今回の特集では森林保全・治山対策ということで保全につきましても取り上げておりますので、特集章と本章で余りかぶることがなきよう役割分担を適切に行いながら記述を充実させていきたいと思っております。

○立花部会長 ありがとうございます。私も特に二つ目については何らかの形で白書の中で示せるといいなと思っておりましたので、是非御検討をお願いしたいと思います。

ほかの委員の皆様、御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、第Ⅱ章に移ります。第Ⅱ章は林業と山村（中山間地域）という章となります。この章につきまして御意見、御質問等があれば出していただきたく思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

中崎委員、お願いいたします。

○中崎委員 特用林産物に関してなんでありますが、特に震災以降、原発の事故以降、いわゆる原木しいたけの生産量がどんと減っているし、価格的には非常に元の価格には戻っていない状況の中で、実際に現場で皆さんの声を聞いてみますと、例えば学校給食の中では原木しいたけは虫が入ったり何が入っているか分からないので使われない。菌床しいたけは安全だからそっちの方がいいとか、そういうことが給食界等ではまことしやかに言われています。幾ら我々がそういう問題ではありませんと言っても理解してもらえない。ですから、何とかこれをしっかりと対応できるような、問題ありませんよとできるようなPRができないのかなというふうに思っているんです。これはこれに関したことなく全体を見ながら。

併せて、今、その下にある薪炭とか漆の動向というのがあるんですけども、これも非常に今国産漆や薪の需要が増えてきております。しかしながら、これに対応できるような人材確保がなかなか難しい状況であります。もう一つは薪の生産については、基準がないんです。生のままでもいいし、しっかり乾かしてもいい。ところがやっぱり住宅密集地ではどうしても含水率とかが15%以下じゃないと煙やタールが出る。したがって、そういった基準をしっかりとしてくれとかという要望が強いんですけども、日本の国にはそういった基準がないし、薪ストーブ自体にも基準がないんです。煙突にも基準もない。ですから、火災の原因にもなったりするのですけれども、これから化石燃料からの転換という意味を考えたら、いずれはそういった基準をどういう形で作り上げていくかというのが最大の課題でもあるんだろうと考えておられて、我々もいろいろ取り組んでいるのですが、なかなか今の状況では良い方向には進んでいないというところがありますので、その辺についてもやっぱり生産と併せてそういった基準づくりも今後進めていく必要があるのではないかなというふうに考えておりますので、これは私の意見ですので、是非今後の課題として取り組んでもらえればと思います。このぐらい需要がありますよというPRも結構ですが、それをこれからどうしていくのかというところも必要なのではないかと思っていますので、よろしくをお願いいたします。

○立花部会長 ありがとうございます。今、御意見ですけれども、事務局からお願いいたします。

○天田経営課総括課長補佐 林野庁経営課でございます。

まず1点目、原木しいたけの学校給食での利用ということで、農水省としても食育ということを進めておりますので、連携してどういったきのこの需要拡大に取り組んでいけるか検討していきたいと思います。

あと2点目、薪や漆の担い手の関係、こちらについても我々も生産者さんのお話とかで、そういう御要望等伺いながら、またこれもどういったことができるか検討していきたいと思います。

あと三つ目の薪の基準のお話ですが、これについて正に業界の中でもいろいろ議論があるように聞いておりまして、林野庁の補助事業の方で薪の規格といったものを現在議論しているところでございまして、引き続きそういった検討を深めていきたいというふうに考えてございます。

○立花部会長 ありがとうございます。今の御指摘を踏まえて対応できるところはしていただくようお願いできればと思います。

時間もございますので、第Ⅲ章に移りたいと思います。木材需給・利用と木材産業、この第Ⅲ章につきまして、皆様から御意見、御質問を賜りたく思います。いかがでしょうか。

中崎委員、お願いいたします。

○中崎委員 木材価格の動向についてですが、素材・製品価格は上昇、一方、国産木材のチップ価格はほぼ横ばいとあり、実は素材・製品価格は上昇であります。本来我々山元立木価格というのはほとんど変化ないんです。ですから、製品価格は10万円を超えてかなり上昇しているのですけれども、現状の山元立木価格というのはほとんど変化がない。高くなっても4,000円、4,500円ぐらいまでしかないというのが現状です。したがって、利益が残らないので再造林をする意欲が全くなく、山離れがどんどん進んでいく。ですから、そのところをしっかりと消費者、国民の皆さんに御理解をしていただかないといけないのですが、今なお個人財産の形成のためにこれほど補助金を導入しているのになぜ進まないんですかとばかり言われるわけです。ですから、そういう状況について今、業界では新たに安定的な山元立木価格をどう維持するかというようなことの取組を始めているのですけれども、なかなかこれは御理解を頂けない。ですから、現状はこうですよというのをもう少し山側の立場もPRしていただければならないと考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○立花部会長 ありがとうございます。事務局から何か御対応ございますか。それではお願いいたします。

○齋藤木材産業課長 ありがとうございます。木材産業課長でございます。

昨年ウッドショックのときも同じようなお話が出ていたかと思います。そのときも少し申し上げたかもしれませんが、かなり立木価格に関しては地域によって割と高くなった地域もありますし、余り上がらなかった地域もある。直近の不動産研究所の毎年3月末に出ている数字を見ると、少し高めになっていたという結果も出ております。ただ、それをどう評価するのか、今頂いた御指摘も踏まえて記述については工夫をしていきたいと思っています。

○立花部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。地域性などありますから難しい面はあると思うのですけれども、よろしく願いいたします。

そのほか、日當委員、お願いいたします。

○日當委員 ありがとうございます。昨年のウッドショックのことで国産材への代替需要等が生じまして、一般住宅建築用向けに国産材の代替需要、そして国産材が使われるケースが増えてきて、そのことで製材用材が前年比1.9%上昇というふうなことも御紹介いただいているところですが、この動きをもう少し紙幅の都合もあろうかと思いますが、国産材への代替切替えが行われたことも御紹介いただけるようなことがあると、国産材を使う動きとか流れ等も御紹介いただければというところを意見として申し上げたいと思います。

以上です。

○立花部会長 ありがとうございます。今、御意見として賜ってよろしいでしょうか。

○日當委員 はい。

○立花部会長 御意見を踏まえた上で、対応可能な部分は対応していただければと思います。

そのほかございますか。

齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員 21ページの木質バイオマスの利用の項で、エネルギー利用の次にマテリアル利用が並んでおります。木材は本来カスケード利用が望ましいことから、この順番について逆のようがよいと考えております。エネルギー利用は確かに現在、木材利用における重要な役割を占めています。しかしながら化石資源エネルギーの代替を木質バイオマスエネルギーばかりに頼ることは、賦存量からして無理であることを踏まえ、木質バイオマスをエネルギー利用することが強調され過ぎることに不安感がございます。実は昨年と同じことを申し上げており、そのときは白書の項目順は森林・林業基本法のそれに準ずるので難しいとのご回答を頂きました。

無理とは承知しておりますが、意識に留めておかねばならないことかと存じますので、敢えて発言させていただきました。発言の機会を頂きどうもありがとうございました。

○立花部会長 ありがとうございました。EU委員会、ヨーロッパの動きとしては正にマテリアル利用が一層重要視されて来ていますから、今の御意見ごもっともだなと私も思いますが、何か事務局から御返事はございますか。お願いいたします。

○赤羽木材貿易対策室長 木材利用課でございます。貴重な御意見、どうもありがとうございました。

昨年も同様の御意見を頂戴したということで、基本計画の並び等にとつて記述、記載しているということで、今後はいろいろと変わっていくこともあるかもしれませんが、現状エネルギー利用の方が用いている量の方が多いということで、このような順番になっているかと思いますが、御意見として頂戴いたしまして、中の方で検討させていただきます。

○立花部会長 よろしくをお願いいたします。

まだ御意見あるかもしれませんが、一旦最後まで行きたいと思いますので、時間的な制約の関係上、次に移らせていただきたく思います。第Ⅳ章、国有林野の管理経営、この章につきまして皆様から御意見、御質問を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。基本的にはいわゆるミニ白書を基にしながらまとめられているということですので、例年9月に林政審でも御紹介いただいているような内容となりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に移ります。第Ⅴ章です。東日本大震災からの復興、この章につきまして皆様から御意見、御質問ございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、時間的な制約があつて、御意見をお持ちなのに出していないという場合があるかもしれません。全体を通して御意見、御質問があればここに出していただければと思いますが、どういった点でも構いませんけれども、いかがでしょうか。

丸川委員、お願いいたします。

○丸川委員 要望というかお願いですけれども、20ページ、御担当の方は御理解いただけたと思います。最後のウッド・チェンジのこととか、都市の議員立法の木材推進、大変良いことだと思っております。我々の国民会議でも非住宅・中高層というのはずっと歴史をたどってみると最近非常に感覚的には都市にそういう木材が出てきているということですので、いつも申し上げているように写真をたくさん多めにここに入れていただくということ。これはあくまでも要望ですので、よろしくお願いいたします。

そのほかに御意見、御質問、御提案等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、皆様、委員各位からの御意見、御質問、御提案等、これを出していただいたと考えて、審議を終わりにしたいと思います。本日、各委員から出された御意見、あるいは御提案を踏まえつつ、様々な情勢、これから変わっていくこともあるかと思えますけれども、そうした状況も勘案しながら森林・林業の動向と施策が国民に分かりやすく伝わるように、事務局では令和4年度森林・林業白書の検討を進めていただけるようお願いしたく思います。委員の皆様におかれましては、様々な御意見、御質問等を頂きましてありがとうございました。

それでは、こちらから事務局の方にマイクをお返しいたします。

○森下企画課長 立花部会長、円滑な御進行、誠にありがとうございました。

それでは、最後に林政部長の前田より御挨拶を申し上げます。よろしくお願いします。

○前田林政部長 林政部長の前田でございます。冒頭、別の会議がありましたので遅れまして申し訳ございませんでした。

立花部会長始め委員の皆様におかれましては、本日御多忙のところ御出席いただきますとともに、長時間にわたり御熱心な御議論いただきまして誠にありがとうございました。

実は私、3年前まで食料・農業・農村白書という別の白書を担当する課長をやっておりまして、白書の、要するに大事な要素として記録、分析、広報、この三つの機能をきちっと備えなければいけないというような思いで白書の編さんというのに取り組んでおりました。

今日の皆様から頂いた御意見というのも、きちっと記録をする、それから原因などをきちっと分析をする、それから国民の皆様に分かりやすく伝えるという、正に三つの機能に関わる重要な御意見を頂いたものと理解しております。今日頂きました様々な御意見を踏まえまして、本文の準備というのをこれからさせていただき、来年2月には施策部会を開催させていただいて、また御審議いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

○森下企画課長 ありがとうございました。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。

午後4時59分 閉会